

第1回 都市計画マスタープラン 策定委員会

と き : 平成30年7月9日(月)
午前10時~

と ころ : 春日井市役所 301,302会議室

本日の次第

- 1 あいさつ（まちづくり推進部長）
- 2 都市計画マスタープランの策定について
- 3 現都市計画マスタープランの検証
- 4 計画の策定にあたって捉えるべき事項
- 5 その他

2 都市計画マスタープランの策定について

都市計画マスタープランとは

都市計画法第18条の2

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該**市町村の都市計画に関する基本的な方針**（以下、この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2

市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等**住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるもの**とする。

3

市町村は基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4

市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2 都市計画マスタープランの策定について

都市計画マスタープランとは

新たに策定する必要性

- ① 本格的な人口減少が始まった時代の将来を見据え、持続可能な都市経営を検討するため。
- ② 第六次総合計画が平成30年2月に改定し、愛知県の定める都市計画区域マスタープランが平成30年度に公表予定であり、上位計画に即した都市計画マスタープランに見直すため。
- ③ 都市再生特別措置法の改正により、コンパクトなまちづくりと公共交通網との連携によるまちづくりが求められるため。

2 都市計画マスタープランの策定について

計画の位置づけ

上位計画

都市計画区域マスタープラン
(平成30年度公表予定)

第六次総合計画
(平成30年2月改定)

都市計画マスタープラン

・土地利用やまちづくりの
基本的な方針

立地適正化計画（平成30年3月公表）

・人口減少社会を見据え、住宅や
都市機能の促進を図り持続可能
なまちづくりの目指す

その他関連計画

春日井市下水道計画、高蔵寺リ・ニュータウン計画、公共施設等マネジメント計画など

2 都市計画マスタープランの策定について

都市計画区域マスタープラン（平成30年度公表予定）概要

都市計画区域マスタープランとは

都市計画法第6条の2の規定に基づき、長期的な視点にたった都市の将来像を明らかにし、その実現に向けての大きな道筋を明確にするため、都市計画区域ごとに都市計画の基本的な方向性を県が広域的見地から定めるものです。

（主な項目）

- 都市計画の目標
- 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針
- 主要な都市計画の決定等の方針



■ 愛知県の都市計画区域図(本市は尾張都市計画区域)

現在、都市計画区域マスタープランは愛知県で策定中

2 都市計画マスタープランの策定について

第六次総合計画（平成30年2月）概要

総合計画とは

総合的なまちづくりを計画的に進めるための指針で市の最上位の計画



第六次総合計画の概要

基本構想 市の将来像

暮らしやすさと幸せをつなぐまち かすがい

基本計画 政策分野5 「都市基盤・産業」

○めざすまちの姿

- ▷快適な住環境が整ったまち
- ▷活力を生み、人が集い交流するまち

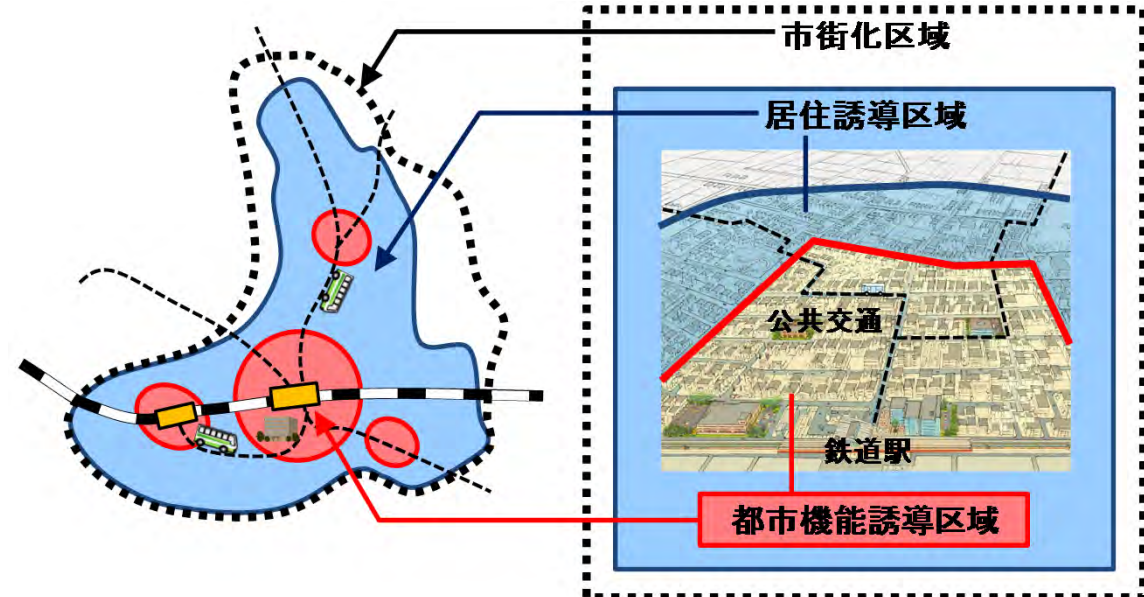
○施策（市の取り組み）

- ①都市基盤整備の推進と公共交通の整備
- ②産業の振興と安心して働ける環境づくりの推進

2 都市計画マスタープランの策定について

立地適正化計画（平成30年3月）概要

◆立地適正化計画とは、居住や都市機能の緩やかな誘導を図り、関連する分野と連携を図りながら、行政と住民や民間事業者が一体となって集約型都市構造の構築に取り組むための制度です。



定める事項	内容
居住誘導区域	●市街化区域内において居住を誘導すべき区域。
都市機能誘導区域	●居住誘導区域内において医療・福祉・商業等を誘導し、都市の拠点となるべき区域。
誘導施設	●都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能。

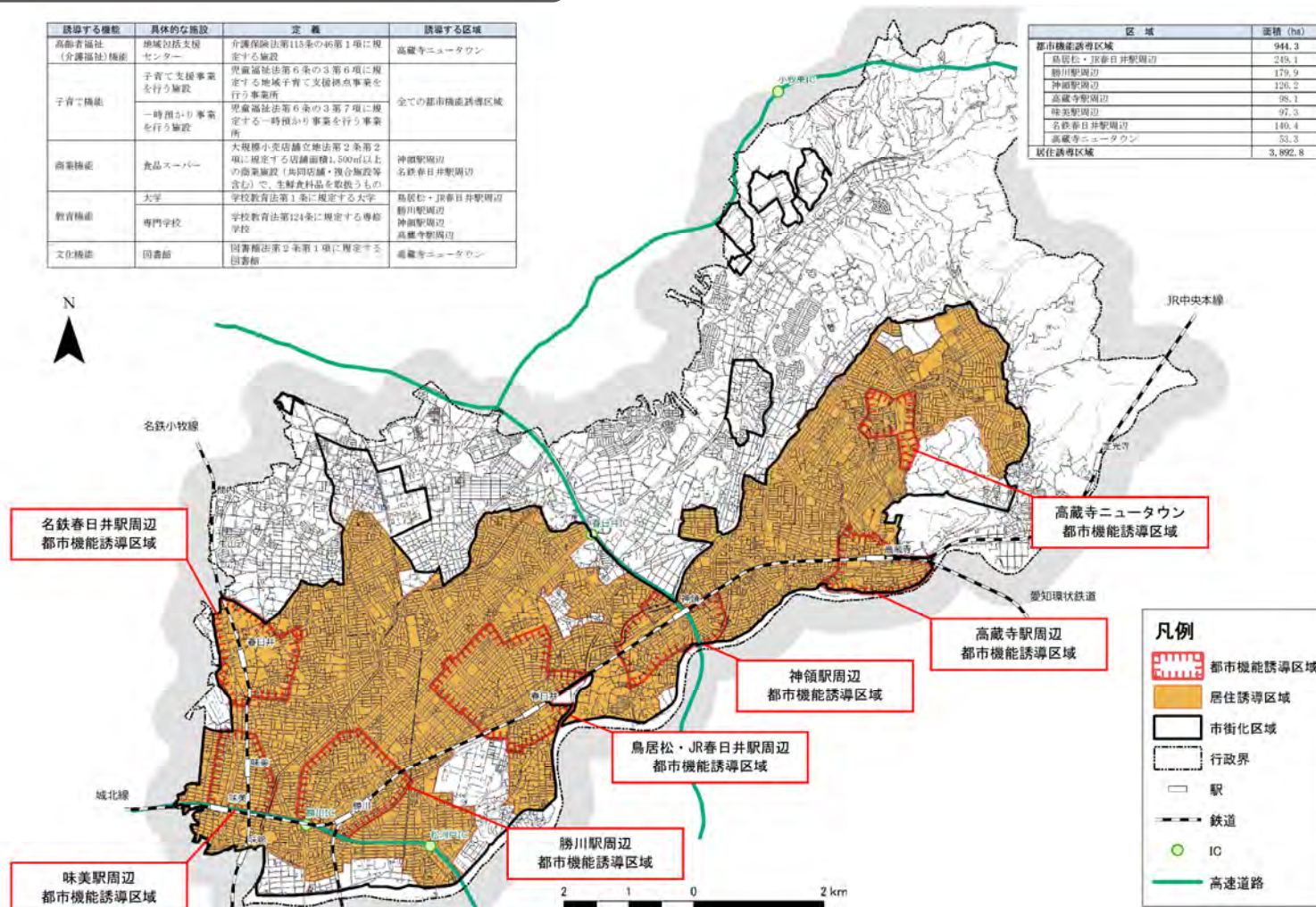
2 都市計画マスタープランの策定について

立地適正化計画（平成30年3月）概要

本市における都市機能誘導区域・居住誘導区域

誘導する機能	具体的な施設	定義	誘導する区域
高齢者福祉 (介護福祉)機能	地域包括支援センター	介護保険法第115条の4第1項に規定する施設	高蔵寺ニュータウン
子育て機能	子育て支援事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う事業所	全ての都市機能誘導区域
	一時預かり事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う事業所	
商業機能	食品スーパー	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,500㎡以上の商業施設(共同店舗・複合施設等含む)で、生鮮食品を取扱うもの	神領駅周辺 名鉄春日井駅周辺
教育機能	大学	学校教育法第1条に規定する大学	鳥居松・JR春日井駅周辺 勝川駅周辺
	専門学校	学校教育法第124条に規定する専門学校	神領駅周辺 高蔵寺駅周辺
文化機能	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館	高蔵寺ニュータウン

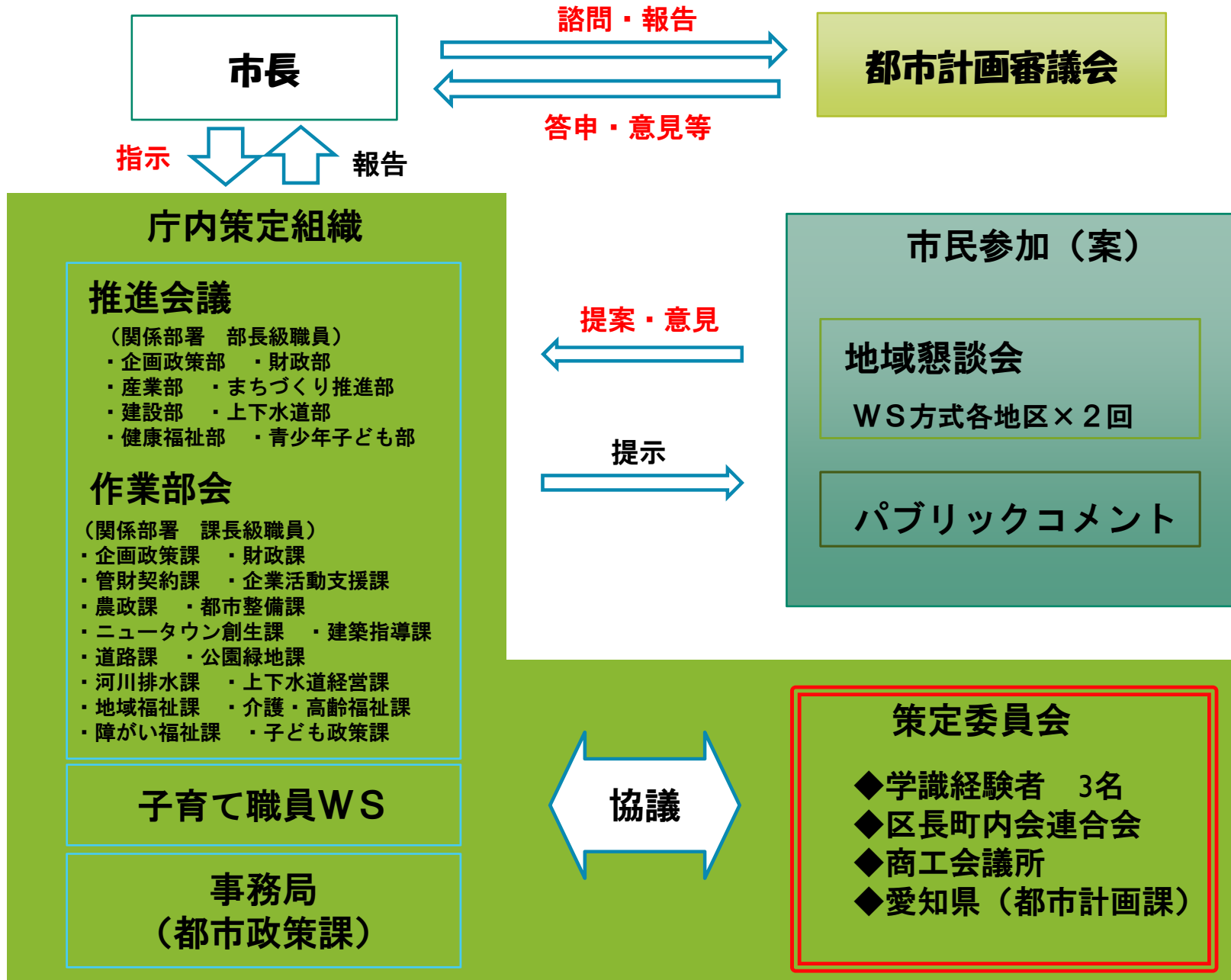
区域	面積 (ha)
都市機能誘導区域	944.3
鳥居松・JR春日井駅周辺	245.1
勝川駅周辺	179.9
神領駅周辺	126.2
高蔵寺駅周辺	95.1
味美駅周辺	97.3
名鉄春日井駅周辺	140.4
高蔵寺ニュータウン	51.3
居住誘導区域	3,892.8



凡例

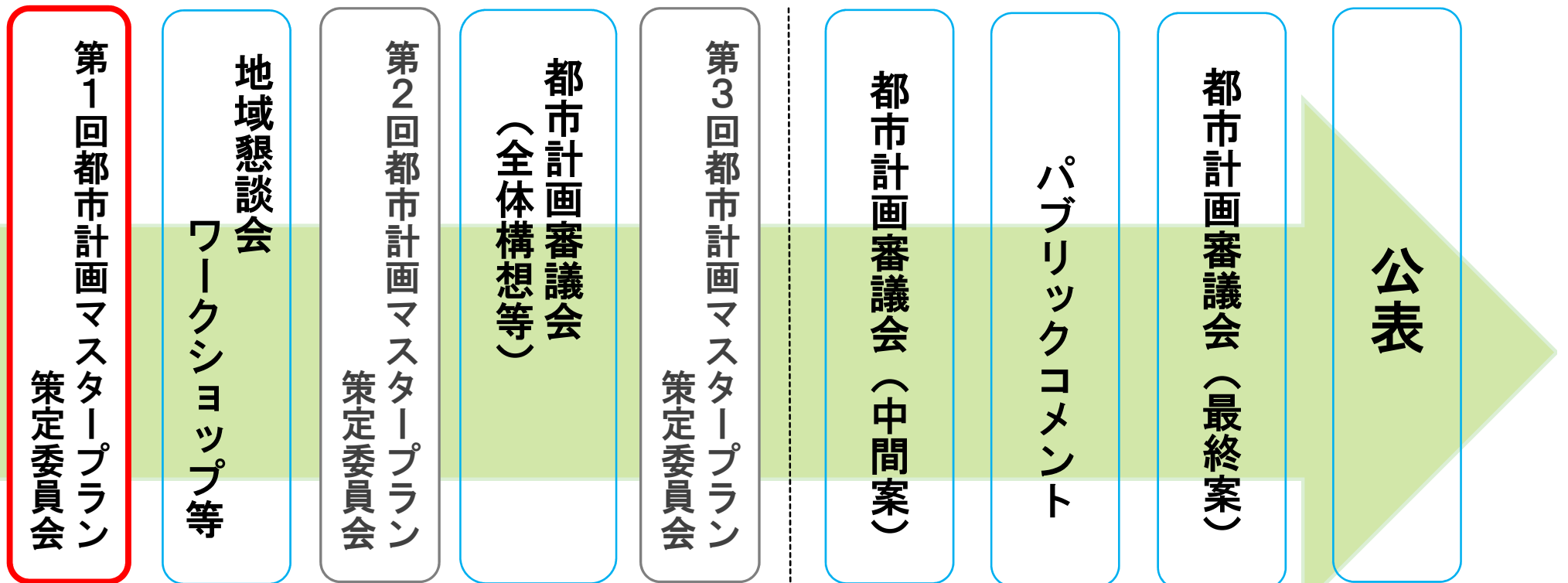
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- 市街化区域
- 行政界
- 駅
- 鉄道
- IC
- 高速道路

策定体制



2 都市計画マスタープランの策定について

スケジュール



※平成31年度も3回程度、策定委員会を
開催予定

平成30年度（今年度）

平成31年度（次年度）

3 現都市計画マスタープランの検証

現都市計画マスタープランにおける目指すべき都市像

にぎわいと活力に満ち いつまでも住み続けたい 未来に輝くまち

都市像の実現に向け、施策の方針を位置づけた分野

土地
利用

市街地
整備

道路・
交通

公園・
緑地

住宅・
住環境整備

都市防災
・防犯

都市
景観

**整備プログラムの
実施状況を整理**

**成果指標の
目標値の検証**

施策方針に基づき、各種事業の進捗状況や、事業進捗に伴い成果指標の数値がどのように変化しているかを整理し、施策方針の達成状況を検証

3 現都市計画マスタープランの検証

現都市計画マスタープランの検証

○整備プログラムとは

現都市計画マスタープランの地域別構想に示した主な取組みについて、策定時を基準に、**短期（5年）・中期（10年）・長期（10年以上）**の3段階に分けて、その主体と役割を示したもの

○成果指標とは

目標の達成状況を把握するもので、第五次総合計画で示された指標でデータによる客観的指標と市民意識による主体的指標を示しています。

また、この指標は全体構想における分野ごとに設定しました。

3 現都市計画マスタープランの検証

総括

- 土地利用については、**鉄道駅周辺の拠点整備**や、**土地区画整理事業が着実に進捗**しているなど、計画の方針に基づいた施策が進んでいる。
- 交通環境については、公共交通の利用者数が増化しており、土地区画整理事業の進捗と合わせ、**各種道路の整備**が進んでいるほか、**鉄道駅周辺の施設整備(自由通路等)**による利便性の向上が進んでいる。
- 公園・緑地については、土地区画整理事業の進捗と合わせ、**適切に公園緑地の整備**が進んでいるほか、**市民農園等による身近な緑地の整備**も進んでいる。
- 住環境については、土地区画整理事業の進捗により**良好な住宅地が新たに創出**できているほか、**下水道整備の進捗**等により、居住環境の維持・向上に向けた取組みが進んでいる。
- 防災については、地震等の災害時の防災機能の強化に向け、**マンホールトイレの整備**や**雨水調整池**が進んでいる。

上記の総括に対し、**その他に取り組んでいくべき事項**や、今後の**社会情勢を踏まえたなかで、取り組んでいくべき事項**に関する意見を伺いたい

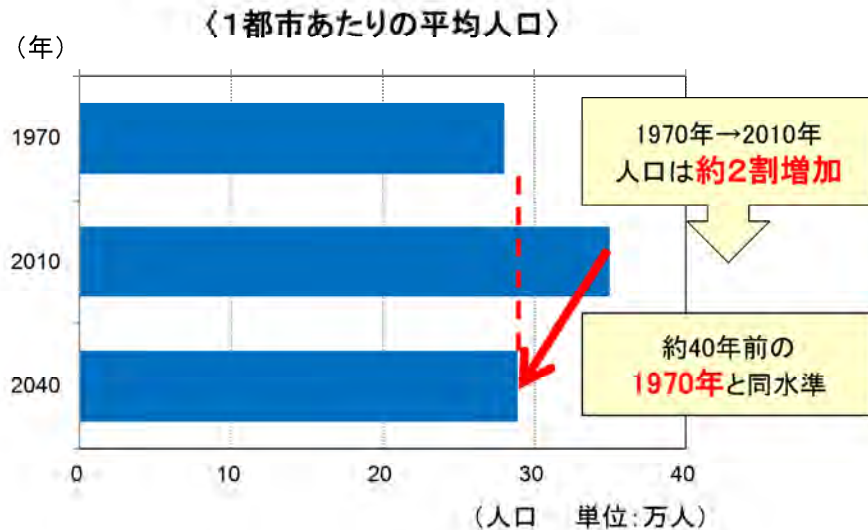
4 計画の策定にあたって捉えるべき事項

都市づくりに関する国の動向①

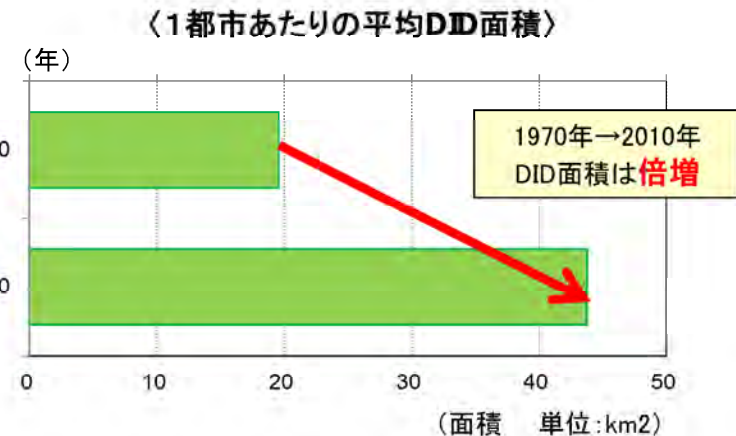
地方都市の現状と課題

- 多くの地方都市では、
 - ・急速な人口減少と高齢化に直面し、地域の産業の停滞もあり活力が低下
 - ・住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地を形成
 - ・厳しい財政状況下で、拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が将来困難になりかねない状況にある。
- こうした状況下で、今後も都市を持続可能なものとしていくためには、都市の部分的な問題への対症療法では間に合わず、都市全体の観点からの取り組みを強力に推進する必要。

県庁所在地の人口の推移
(三大都市圏及び政令指定都市を除く)



県庁所在地のDID面積の推移
(三大都市圏及び政令指定都市を除く)



出典:国勢調査
国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)

出典:国土交通省資料

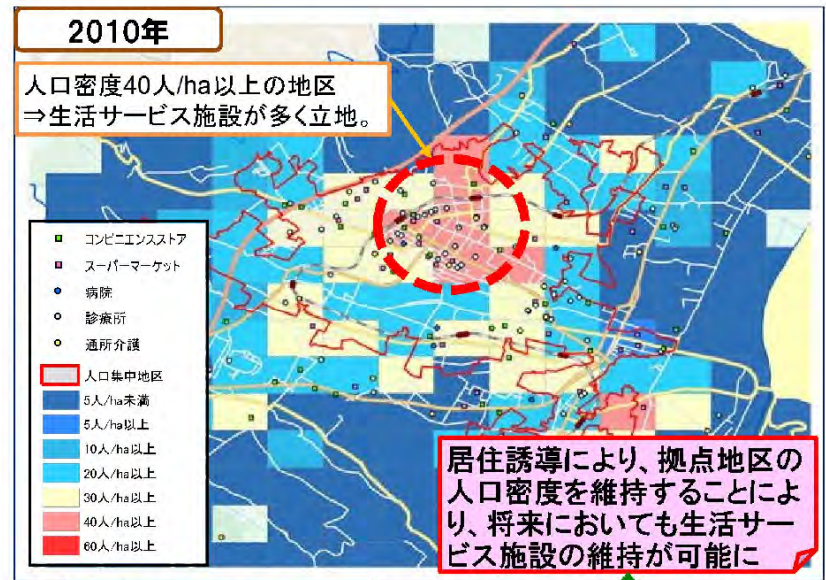
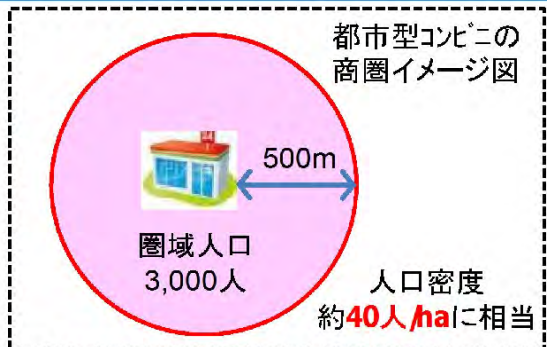
4 計画の策定にあたって捉えるべき事項

都市づくりに関する国の動向②

【例えば：人口が減少し、人口密度が低下すると】

- 医療、商業等の生活サービス施設や公共交通の維持には、一定の人口集積が不可欠。
 - 薄く広がった市街地を抱えたまま、今後、全市的に人口が減少すると、これらサービスの維持ができなくなり、日常生活を営むことが困難となり、地域経済が衰退するおそれ。
- ⇒コンパクトシティ化により、居住を公共交通沿線や日常生活の拠点に緩やかに誘導し、人口集積を維持・増加させ居住と生活サービス施設との距離を短縮することにより、生活サービス施設の立地と経営を支え、市民の生活利便性を維持。

例えば都市型コンビニエンスストアの場合、
 商圏距離：500m 商圏人口：3,000人が標準といわれている。
 ⇒これを人口密度に換算すると、約40人/ha (出所)「すぐ応用できる商圏と売上高予測」市原実著、同友館



仮にコンパクトシティ化に取り組まず、全市均等に人口が減少すると

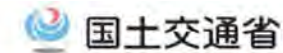


施設の立地を支える商圏人口等が大きく減少し、全的に生活サービス施設の存続が困難に

4 計画の策定にあたって捉えるべき事項

都市づくりに関する国の動向③

コンパクト・プラス・ネットワークのねらい



○都市のコンパクト化は、居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮を通じて、**住民の生活利便性の維持・向上**、サービス産業の生産性向上による**地域経済の活性化**、行政サービスの効率化等による**行政コストの削減**などの**具体的な行政目的を実現するための有効な政策手段**。

都市が抱える課題

都市を取り巻く状況

- 人口減少・高齢者の増加
- 拡散した市街地



■ 都市の生活を支える機能の低下

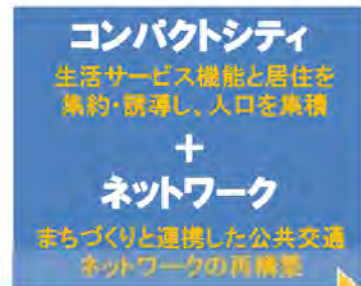
- 医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難に
- 公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

■ 地域経済の衰退

- 地域の産業の停滞、企業の撤退
- 中心市街地の衰退、低未利用地や空き店舗の増加

■ 厳しい財政状況

- 社会保障費の増加
- インフラの老朽化への対応



中心拠点や生活拠点が
利便性の高い公共交通で結ばれた
多極ネットワーク型コンパクトシティ

コンパクトシティ化による効果の例

生活利便性の維持・向上等

- 生活サービス機能の維持
- 生活サービス施設へのアクセス確保など利用環境の向上
- 高齢者の社会参画
- ➡ 高齢者や子育て世代が安心・快適に生活できる都市環境

地域経済の活性化

- サービス産業の生産性向上、投資誘発
- 外出機会・滞在時間の増加による消費拡大
- ➡ ビジネス環境の維持・向上により地域の「稼ぐ力」に寄与

行政コストの削減等

- インフラの維持管理の合理化
- 行政サービスの効率化
- 地価の維持・固定資産税収の確保
- 健康増進による社会保障費の抑制
- ➡ 財政面でも持続可能な都市経営

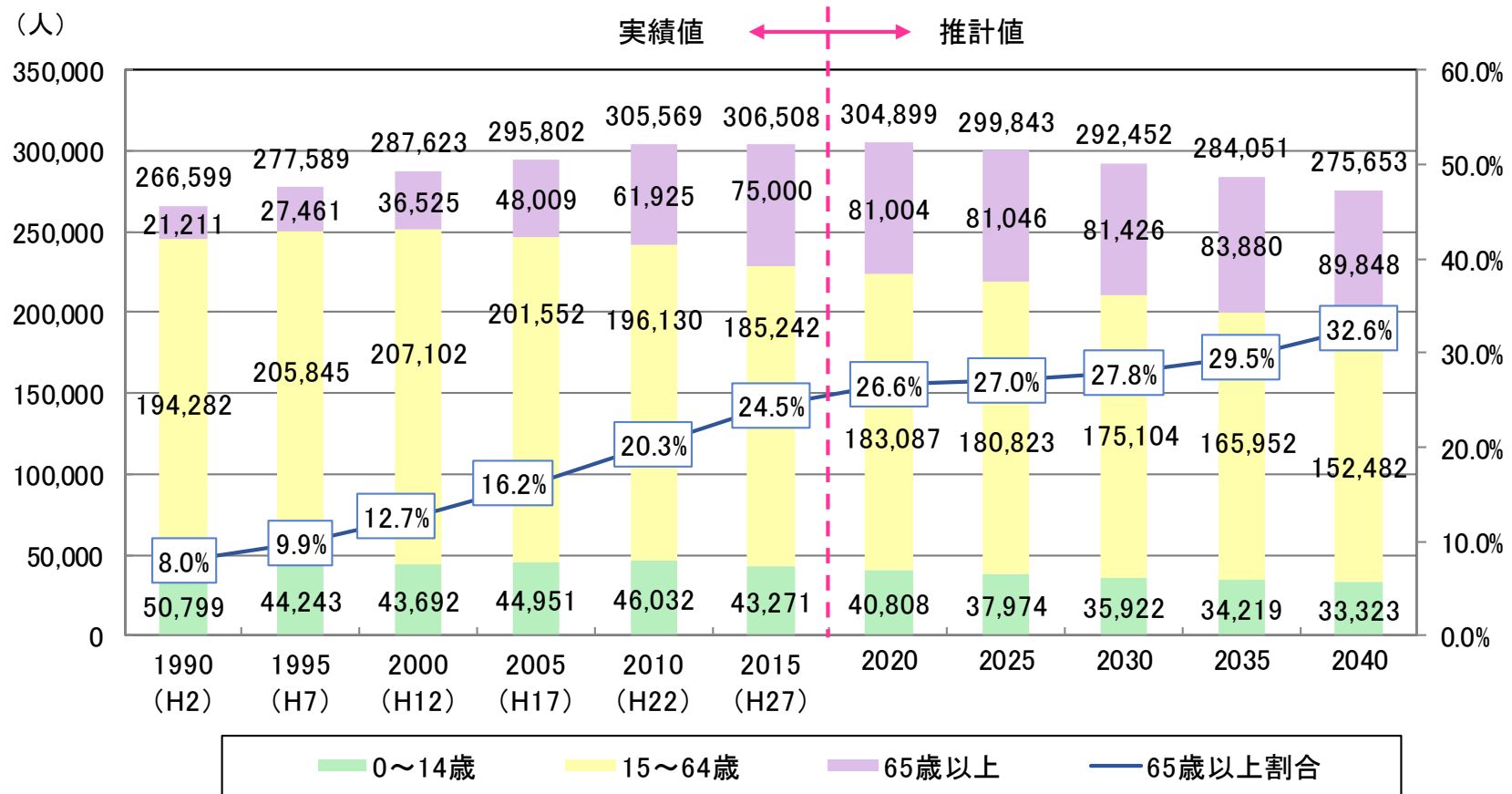
地球環境への負荷の低減

- エネルギーの効率的利用
- CO2排出量の削減
- ➡ 低炭素型の都市構造の実現

出典：国土交通省資料

4 計画の策定にあたって捉えるべき事項

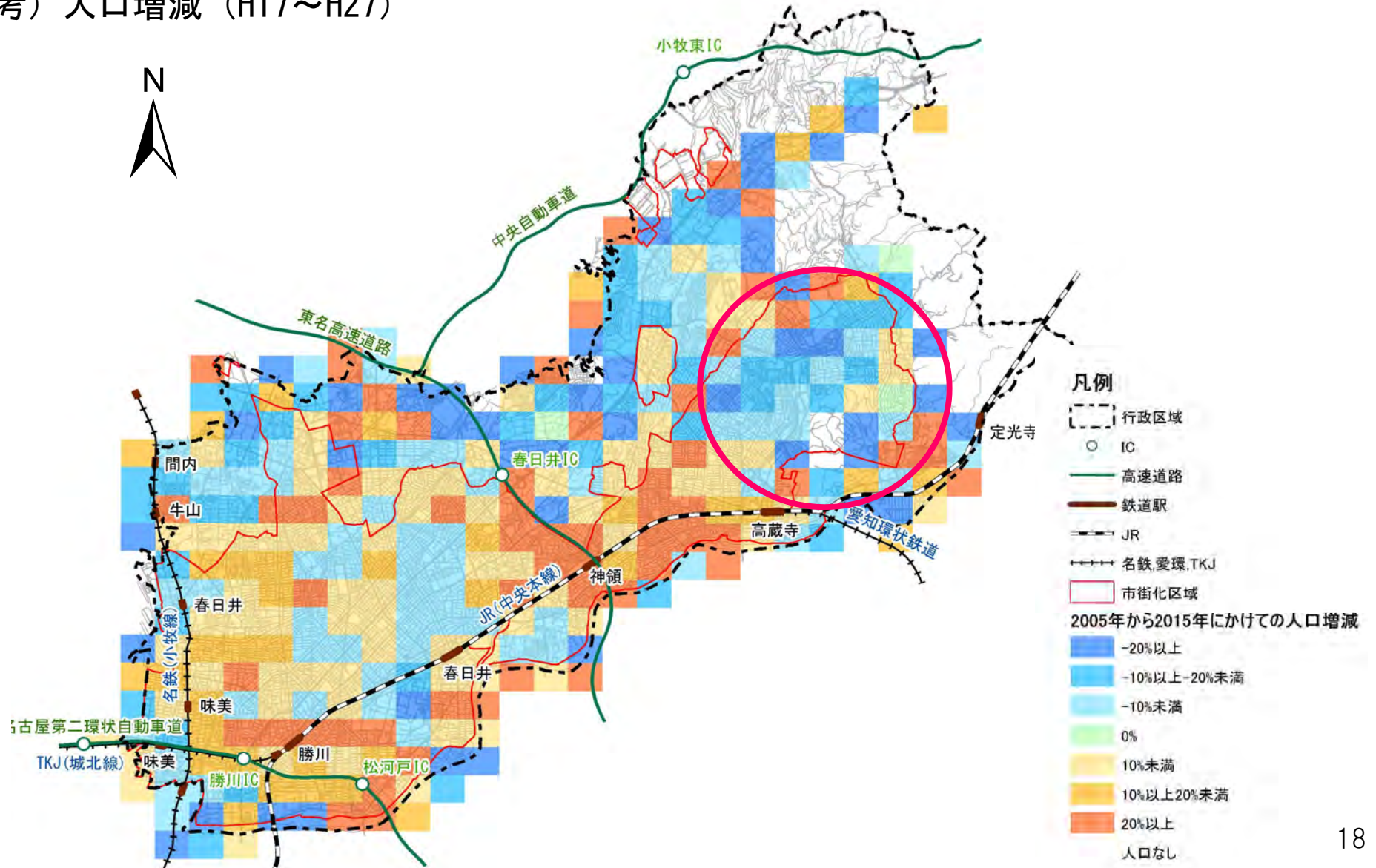
視点1：人口減少・少子高齢化への対応



これまでは、人口増加による住宅地の提供や工業、商業地の提供を進めてきたなか、今後の人口減少や高齢化が進む中で、どのような土地利用、市街地整備（高蔵寺ニュータウンの対策等）を目指していくべきか

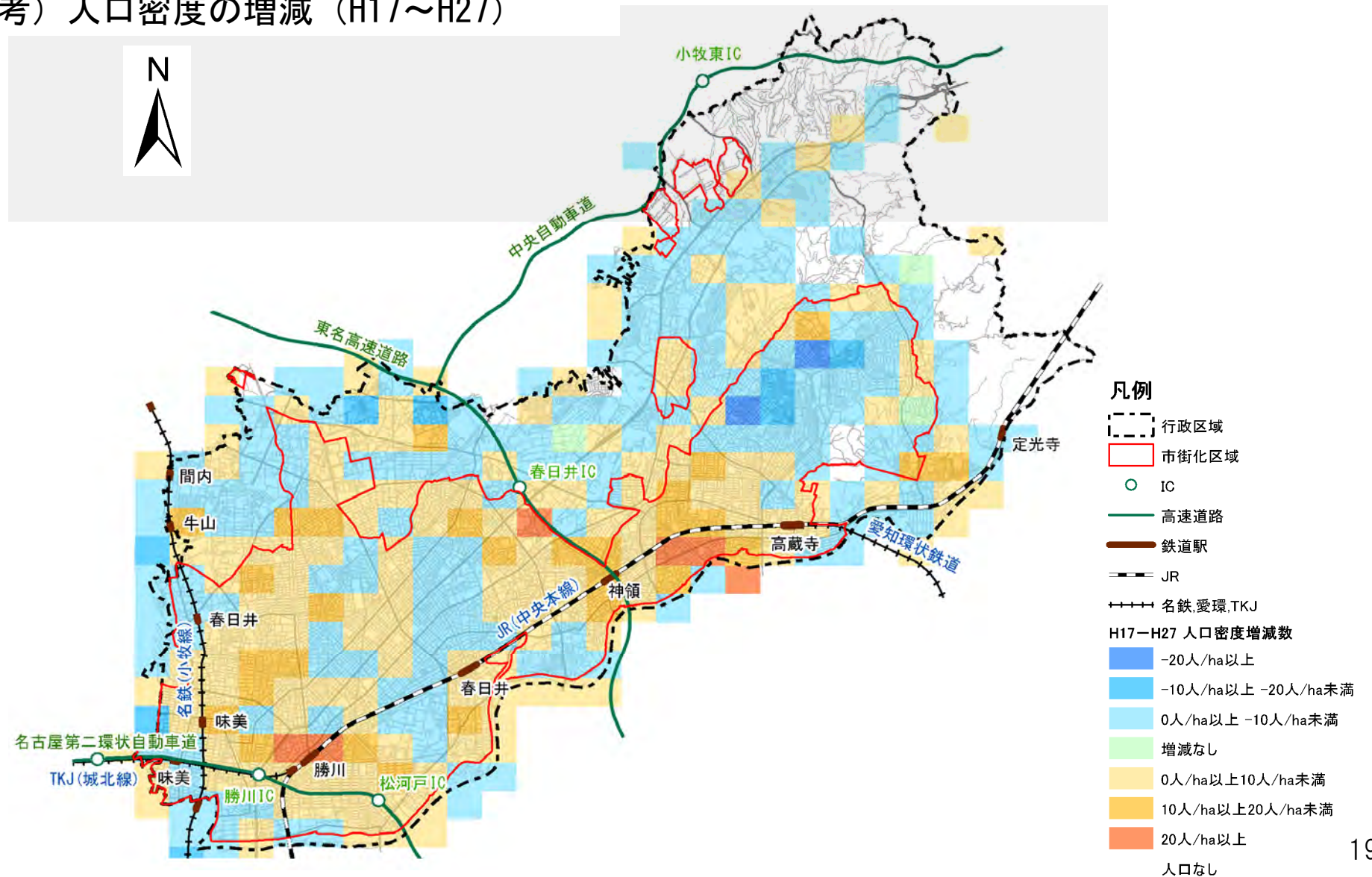
4 計画の策定にあたって捉えるべき事項

(参考) 人口増減 (H17~H27)



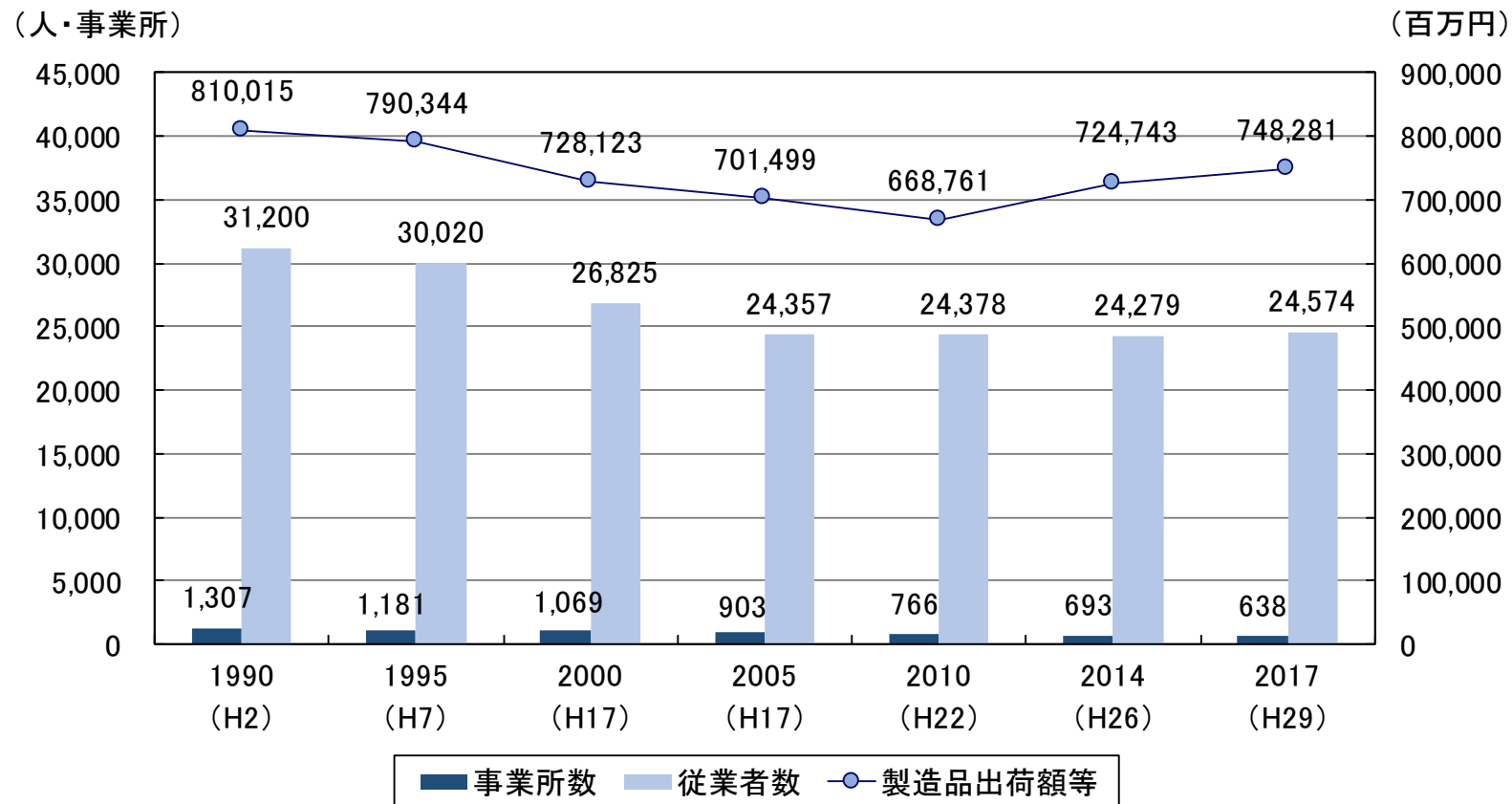
4 計画の策定にあたって捉えるべき事項

(参考) 人口密度の増減 (H17~H27)



4 計画の策定にあたって捉えるべき事項

視点2：産業の維持・活性化

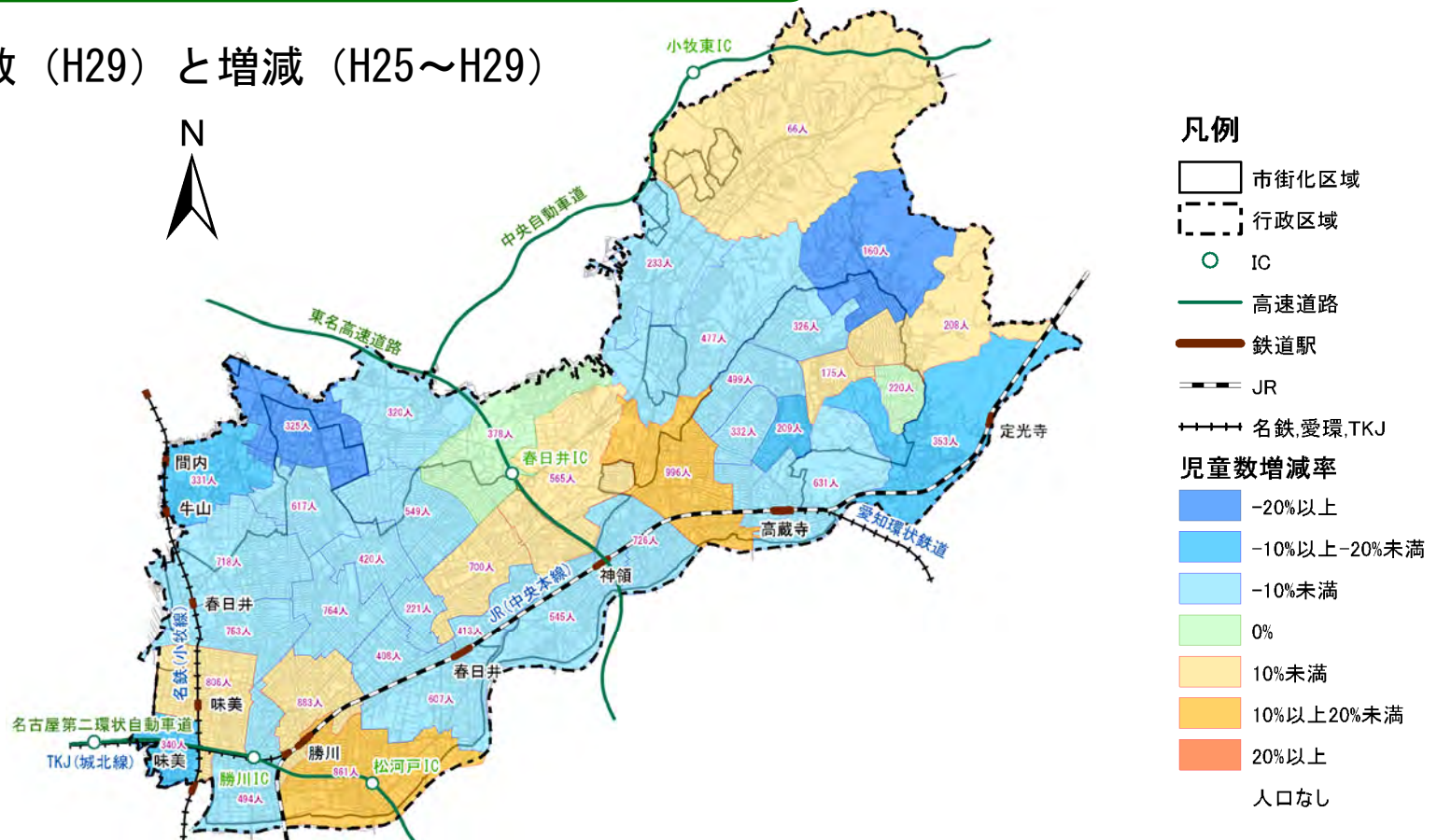


持続的な都市経営に向け、活力と雇用を生み出す産業振興を図るため、春日井ICをはじめ、本市の広域交通のポテンシャルを活かした効果的な産業基盤の創出をどのように目指していくべきか

4 計画の策定にあたって捉えるべき事項

視点3：子育て世代が魅力的と感じる都市づくり

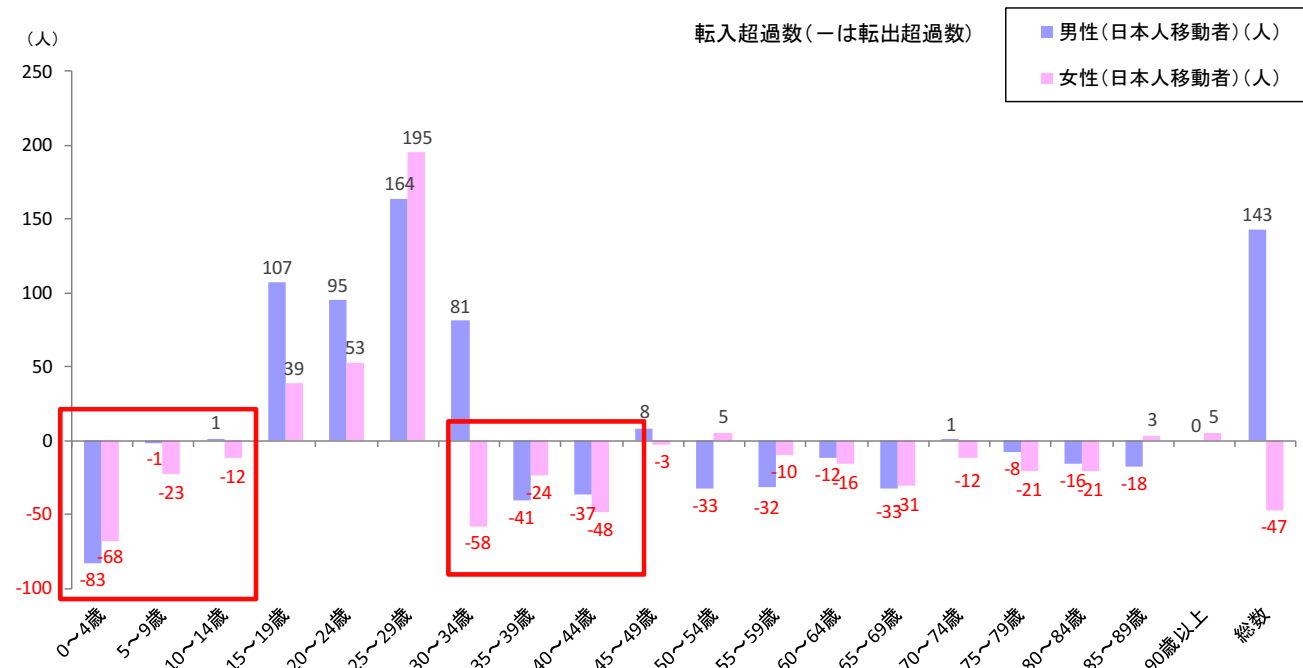
小学校の児童数（H29）と増減（H25～H29）



子育て世代にとって住みたくなる魅力的な居住環境を提供するため、どのように効果的かつ戦略的な土地利用、市街地整備（拠点整備）を目指していくべきか

4 計画の策定にあたって捉えるべき事項

年齢別の転入・転出超過数



男性(日本人移動者) 単位: 人

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	総数
転入	384	175	67	384	1,023	1,128	902	632	418	266	152	104	80	56	49	22	17	9	6	5,874
転出	467	176	66	277	928	964	821	673	455	258	185	136	92	89	48	30	33	27	6	5,731
転入超過	-83	-1	1	107	95	164	81	-41	-37	8	-33	-32	-12	-33	1	-8	-16	-18	0	143

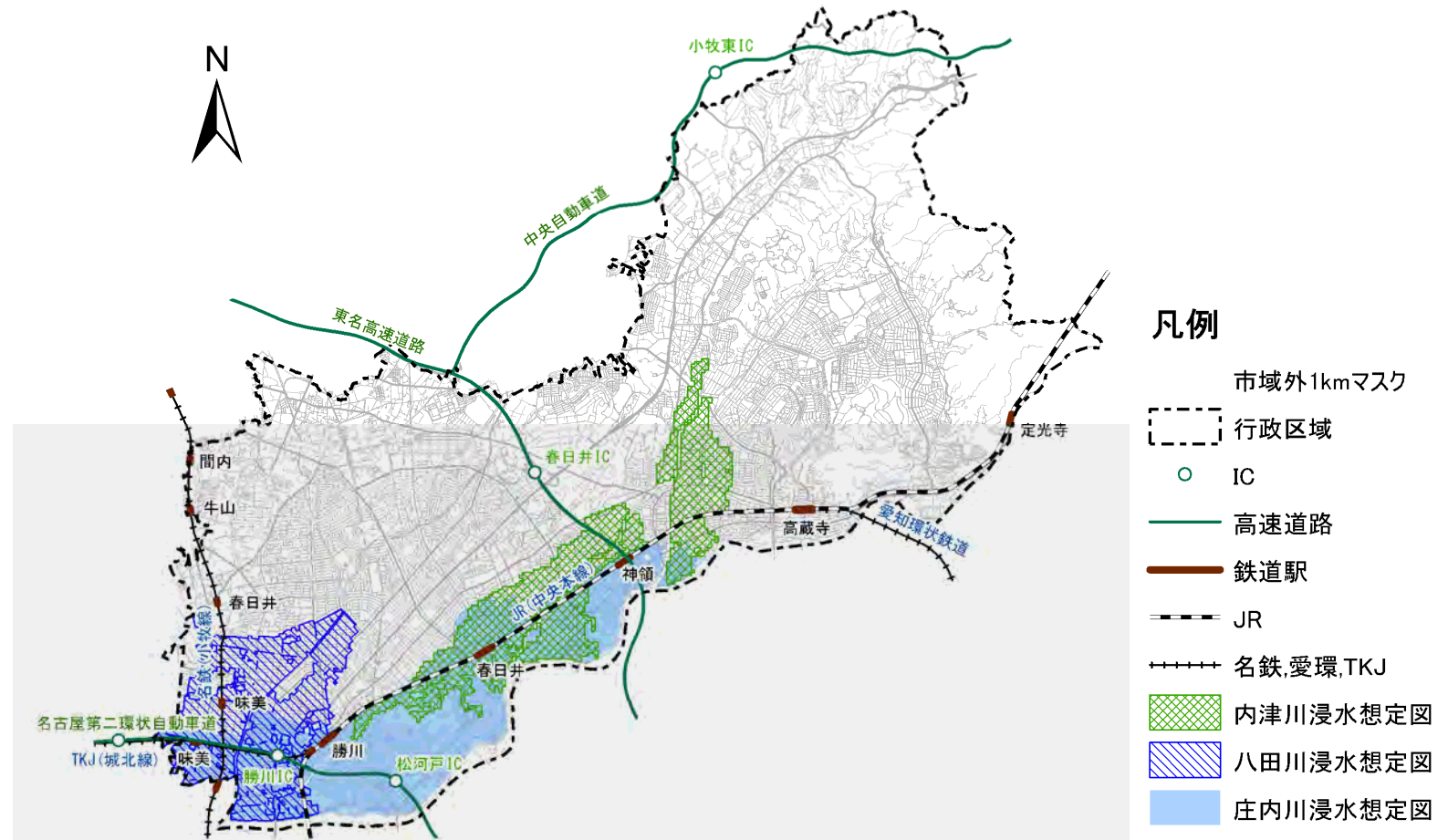
女性(日本人移動者) 単位: 人

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	総数
転入	378	166	74	208	704	1,074	690	468	250	154	120	72	78	59	45	33	37	41	35	4,686
転出	446	189	86	169	651	879	748	492	298	157	115	82	94	90	57	54	58	38	30	4,733
転入超過	-68	-23	-12	39	53	195	-58	-24	-48	-3	5	-10	-16	-31	-12	-21	-21	3	5	-47

資料：総務省住民基本台帳人口移動報告(2014年)

4 計画の策定にあたって捉えるべき事項

視点4：安心・安全な市街地形成への対応

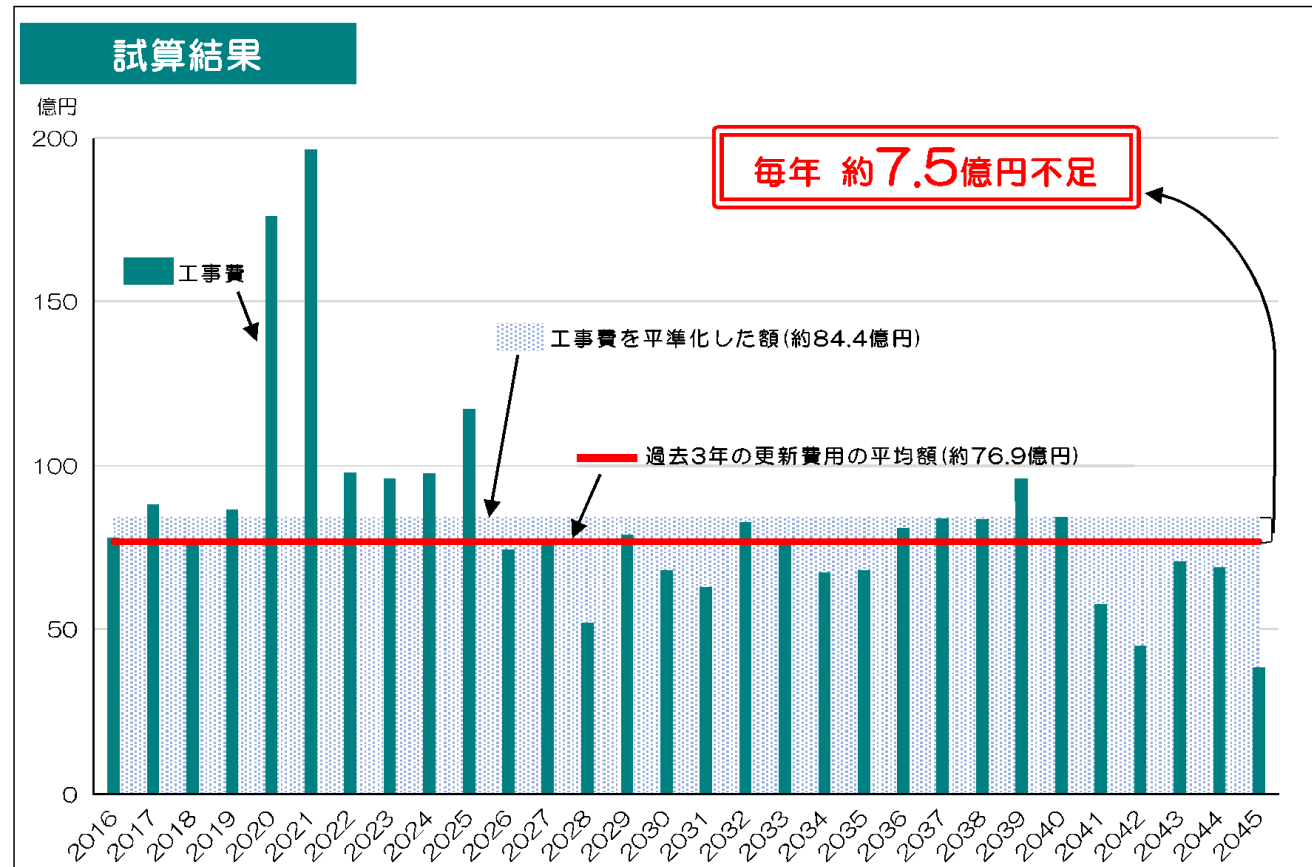


市民に安全・安心な居住環境を提供するため、生活道路等の歩行環境の改善や、水害に対する安全な住宅地の形成をどのように目指していくべきか

4 計画の策定にあたって捉えるべき事項

視点5：既存施設の管理・更新費の増大への対応

「公共施設等のあり方に関する基本方針」における公共施設の更新費用の試算結果



公共施設の継続的な維持・更新をするためには、効果的な財政投資を実施していくことが必要である。既存ストックをどのように有効活用していくことが魅力的な都市づくりに繋がるのか。

4 計画の策定にあたって捉えるべき事項

視点1：人口減少・少子高齢化への対応

視点2：産業の維持・活性化

視点3：子育て世代が魅力的と感じる都市づくり

視点4：安心・安全な市街地形成への対応

視点5：既存施設の管理・更新費の増大への対応